

災害で被災したごみの搬入に関する要領

(平成 28 年 8 月 15 日制定)

(目的)

第 1 条 この要領は、葉山町内にある一般住宅等が災害により被災し、その建物内等から排出される被災したごみ（以下「家財等」という。）を葉山町クリーンセンター（以下「町」という。）に搬入する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領において、災害とは、日本国内において発生した暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発若しくはこれらに準ずるもので特に町長が認めたものにより被害が生ずることをいう。

(搬入できる家財等)

第 3 条 町に搬入できる家財等は、一般住宅等（店舗併用住宅にあつては住宅部分に限る。）から排出されるもので、葉山町のごみの分別方法に従い分別されたもので、町で適正に処理できるもの。ただし、次に掲げるものは除く。

- ア 建築材料、ブロック、コンクリート、瓦、石膏ボード、ソーラーシステム、大型耐火金庫、ピアノ、パソコンなど町で処理ができないもの
- イ 家電リサイクル法対象品目など法律によりリサイクルが義務付けられているもの

(現地確認)

第 4 条 町に被災者又は土地及び家屋の所有者（以下「所有者」という。）が家財等を搬入しようとするときは、現地確認を町職員と被災者又は所有者の立会いのもと行うものとする。なお、第三者に委任する場合は、委任された者とする。

(搬入調整)

第 5 条 現地確認をもって町に家財等を搬入することを認めたときは、搬入日時及び搬入量を指示するものとする。

(遵守)

第 6 条 被災者又は所有者は、本要領を遵守する証として、同意書（様式 1）を町に提出しなければならない。

(手数料の減免)

第 7 条 手数料の減免は、葉山町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 27 条の規定によるものとする。ただし、家財等の収集運搬に伴う経費は、被災者の負担とする。

(特例)

第 8 条 大規模な被災による場合は、この要領の限りではない。

(委任)

第 9 条 この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

(様式1)

災害で被災したごみの搬入に関する同意書

年 月 日

葉 山 町 長 殿

住 所

氏 名

電 話

災害で被災したごみを葉山町クリーンセンターに搬入するにあたり、次の事項に同意します。

- 1 災害で被災したごみの搬入に関する要領について、内容を十分に理解しました。
- 2 葉山町のごみの分別方法に従います。
- 3 葉山町で処理できないものは、一切持ち込みしません。
- 4 葉山町職員の指示に従わなかった場合は、一切持ち込みしません。